

社会保障審議会 介護保険部会(第91回)	資料2-1
令和2年7月27日	

参考資料 4

基本指針の構成について

基本指針について

第8期計画において記載を充実する事項(案)

■ 第8期の基本指針においては、介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて、以下について記載を充実してはどうか。

1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

※基盤整備を検討する際、介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤整備、地域医療構想との整合性（病床の機能分化及び連携に伴い生じるサービス必要量に関する整合性の確保）を踏まえる必要がある旨は第7期から記載。

※指定介護療養型医療施設の設定期限（2023年度末）までに確実な転換等を行うための具体的な方策について記載。

※第8期の保険料を見込むに当たっては直近（2020年4月サービス分以降）のデータを用いる必要がある。

2 地域共生社会の実現

○地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。）

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点から踏まえて記載

○要介護（支援）者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの活用を進めることやそのための環境整備について記載

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

○認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に基づき記載。（普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。）

○教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

○介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載

○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載

○総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載

○要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載

○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載

7 災害や感染症対策に係る体制整備

○近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載

基本指針の構成について

構成等の見直し案（第90回部会からの主な変更点は赤字で記載）

※見直しの方針案のページ番号は資料2-2のページに対応。

- 介護保険事業運営に当たったの留意事項
- 計画において具体の記載又は作業を要する内容

見直しの方針案	
前文	●2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤整備の重要性を記載（P2）
第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項	
一 地域包括ケアシステムの基本的理念	
1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進	●一般介護予防事業の推進に関して「専門職の関与」、「他の事業との連携」、「PDCAサイクル沿った推進」等について記載（P6） ●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載（P6） ●自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として、リハビリテーションや就労的活動について記載（P6）
2 介護給付等対象サービスの充実・強化	●事業全体の取組趣旨・目的について明確化して記載（P8） ●在宅医療・介護連携を進める中で、看取り、認知症関係、感染症や災害時対応の取組を強化することについて記載（P8） ●在宅医療・介護連携を推進するために、市町村は、関係部局と連携することや、総合的に進める人材の育成・配置していくことの重要性について記載（P8）
3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備	●総合事業に関し、対象者や単価の弾力化を行うことについて記載（P10） ●生活面に困難を抱える高齢者に対して、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことの必要性について記載（P11） ●2040年を見据えることについて記載（P12）
4 日常生活を支援する体制の整備	●就労的活動支援コーディネーターも、市町村が進める地域づくり活動の中心的な役割を担うことを記載（P14）
5 高齢者の住まいの安定的な確保	
二 二〇二五年を見据えた地域包括ケアシステムの構築に向けた目標	
三 医療計画との整合性の確保	
四 地域包括ケアシステムの構築を進める地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進	

基本指針の構成について

見直しの方針案	
基本的事項	
五 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上	■項目名に「業務効率化・質の向上に資する事業」追加 ●ケアの質を確保しながら必要なサービスが行えるよう、業務の効率化に取り組んで行くことの必要性について記載 (P14) ●都道府県は広域的な立場から、市町村は保険者として地域に取組を進める立場から、介護人材確保に当たって、処遇改善や、若年層、中高年齢層、子育てを終えた層、高齢者層などの各層や他業種からの新規参入の促進、離職した介護福祉士等の届出制度も活用した潜在的人材の復職・再就職支援、離職防止・定着促進のための働きやすい環境の整備、介護の仕事の魅力向上、外国人介護人材の受入れ環境の整備等の取組に一体的に取り組むことが重要である旨について記載 (P14) ●介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の取組を進めることについて記載 (P15) ●介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護職場のイメージを刷新していくことについて記載 (P16) ●地域包括支援センターに関して、現在の3職種以外を含めた体制整備の重要性について記載 (P15) ●担い手に関する取組の例示として人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載 (P15) ●文書負担軽減に向け、国、都道府県、市町村、関係団体等がそれぞれ役割を果たしながら連携して取り組むことが必要である旨を記載 (P16) ●要介護認定実施体制の計画的な整備を行う重要性について記載 (P16) ●認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すため、5つの柱に沿って施策を進めることの重要性について (P17) 1 普及啓発・本人発信支援 2 予防 3 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 4 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援 5 研究開発・産業促進・国際展開
六 介護に取り組む家族等への支援の充実	
七 認知症施策の推進	1 認知症への理解を深めるための普及啓発 2 認知症の容体に応じた適時・適切な医療及び介護等の提供 3 若年性認知症施策の強化 4 認知症の人の介護者への支援 5 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり 6 認知症の人やその家族の視点の重視

基本指針の構成について

見直しの方針案	
基本的事項	
八 高齢者虐待の防止	
九 介護サービス情報の公表	
十 効果的・効率的な介護給付の推進	
十一 都道府県による市町村支援等	項目を統合 ● 第8期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することを記載 (P21) ● 介護人材の確保や生産性の向上に関する都道府県による市町村との連携や支援の重要性について記載 (P22) ● 保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金の評価結果を活用した、市町村へのきめ細かい支援の重要性について記載 (P22) ● 市町村相互間の連携による地域資源の有効活用的重要性について記載 (P22) ● 文書負担軽減など、業務の効率化においても都道府県、市町村及び市町村相互間が連携して取り組むことの重要性を記載 (P22)
十二 市町村相互間の連携	
十三 介護保険制度の立案及び運用に関する PDCAサイクルの推進	● 国、県による効果的な支援策の具体例として、好事例の横展開、データを有効活用するための環境整備を記載 (P24) ● 都道府県による、市町村の自立支援、重度化防止の取組の地域差の要因分析とそれを踏まえたきめ細かい支援の重要性を記載 (P24)
新 保険者機能強化推進交付金等の活用	■ 保険者機能強化推進交付金等の項目新設 ● 拡充された交付金を活用した高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組の重要性等について記載 (P24)
新 災害や感染症対策に係る体制整備	■ 災害や感染症対策の項目新設 ● 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載 (P26)

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
第二 市町村介護保険事業計画の作成に関する事項	第三 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項		
一 市町村介護保険事業計画の作成に関する基本的事項	一 都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する基本的事項		
1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等	1 基本理念、達成しようとする目的及び地域の実情に応じた特色の明確化、施策の達成状況の評価等		
2 要介護者等地域の実態の把握	2 要介護者等の実態の把握		
(一)被保険者の現状と見込み			
(二)保険給付の実績把握と分析	■項目名を「保険給付や地域支援事業の実態把握と分析」に修正 ●介護予防に関するもの等を含めデータ活用を進める必要性について記載【市(P28)】 ●自治体におけるデータ活用推進にあたっては都道府県による支援も重要である旨記載【県(P66)】 ○データ利用に当たって個人情報取扱いの配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備について計画に記載【市(P28)】		
(三)調査の実施	○介護離職防止の観点から労働担当部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を計画に記載【市(P29)】		
(四)地域ケア会議等における課題の検討	●就労的活動支援コーナーを追加【市(P29)】		
3 市町村介護保険事業計画の作成のための体制の整備	3 都道府県介護保険事業支援計画の作成のための体制の整備		
(一)市町村関係部局相互間の連携	(一)都道府県関係部局相互間の連携		
(二)市町村介護保険事業計画作成委員会等の開催	(二)都道府県介護保険事業支援計画作成委員会等の開催		
(三)被保険者の意見の反映			
	○庁内の連携先として企画・総務部局、交通部局を計画に記載【市(P29)・県(P67)】		

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
(四) 都道府県との連携	4 市町村への支援		○保険者機能強化推進交付金等を活用した市町村支援の方針について記載【 県 (P68)】 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した取組について計画に記載【 市 (P31)】 ○高齢者向け住まいの質の確保、適切な介護基盤整備のための都道府県と市町村との連携強化の内容等について計画に記載【 市 (P31)・ 県 (P69)】 ○業務効率化の取組について計画に記載【 市 (P31)・ 県 (P68)】 ○市町村のデータ利活用に当たって、個人情報の取扱への配慮等を含めた活用促進を図るための環境整備を含めた支援について計画に記載【 県 (P68)】 ○2040年度の推計を計画に記載【 市 (P32)・ 県 (P69)】
	5 平成三十七年度の推計及び第七期の目標		
	(一) 二千二十五年度の推計		○2040年度の推計を計画に記載【 市 (P32)・ 県 (P69)】
	(二) 第七期の目標		○2040年度の推計を計画に記載【 市 (P32)・ 県 (P69)】
	(三) 施設における生活環境の改善		○第八期の目標に変更【 市 (P32)・ 県 (P70)】
5 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表	6 目標の達成状況の点検、調査及び評価等並びに公表		●保険者機能強化推進交付金等の評価を活用したPDCAサイクルの重要性について記載【 市 (P33)・ 県 (P71)】 ●特に小規模自治体へのきめ細かい支援の重要性について記載【 県 (P71)】
	7 老人福祉圏域の設定		
	8 他の計画との関係		
	(一) 市町村老人福祉計画との一体性		
	(二) 市町村計画との整合性		
	(三) 医療計画との整合性		
	(四) 市町村地域福祉計画との調和		○重層的支援体制整備事業を含めた全体のサービスの見込み量の策定【 市 (P35)】
	(五) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和		
	6 日常生活圏域の設定		
	7 他の計画との関係		
(一) 市町村老人福祉計画との一体性	(一) 市町村老人福祉計画との一体性		
	(二) 市町村計画との整合性		
	(三) 市町村地域福祉計画との調和		
	(四) 市町村高齢者居住安定確保計画との調和		

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
(五)市町村賃貸住宅供給促進計画との調和		(六)都道府県賃貸住宅供給促進計画との調和	
(六)市町村障害福祉計画との調和		(七)都道府県障害福祉計画との調和	
(七)市町村健康増進計画との調和		(八)都道府県医療費適正化計画との調和	
(八)生涯活躍のまち形成事業計画との調和		(九)都道府県健康増進計画との調和	
(九)市町村地域防災計画との調和		(十)都道府県住生活基本計画との調和	
(一〇)市町村地域防災計画との調和		(一)都道府県地域防災計画との調和	■新項目追加 ○災害時に備えた連携した取り組み等を定める場合には地域防災計画との調和に配慮する【市 (P36)・県 (P75)】
(一一)市町村新型コロナウイルス等対策行動計画との調和		(二)都道府県新型コロナウイルス等対策行動計画との調和	■新項目追加 ○新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症に備えた取り組み等を定める場合には新型コロナウイルス等対策行動計画との調和に配慮する【市 (P37)・県 (P75)】
(一二)福祉人材確保指針を踏まえた取組		(十一)福祉人材確保指針を踏まえた取組	
(一三)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組		(十二)介護雇用管理改善等計画を踏まえた取組	
(一四)認知症施策推進大綱を踏まえた取組		(一)認知症施策推進大綱を踏まえた取組	■新項目追加 ○認知症施策推進大綱を踏まえて取り組むよう努めること【市 (P38)・県 (P76)】
8 その他		9 その他	
(一)計画期間と作成の時期		(一)計画期間と作成の時期	
(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発		(二)公表と地域包括ケアシステムの普及啓発	
二 市町村介護保険事業計画の基本的記載事項		二 都道府県介護保険事業支援計画の基本的記載事項	
1 日常生活圏域		1 老人福祉圏域	

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類 ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類 ごとの量の見込み	2 各年度における介護給付等対象サービスの種類 ごとの量の見込み	○地域間の移動や、地域特性等を踏まえて計画を策定【市(P39)・県(P77)】 ●介護離職ゼロ実現に向けた特定施設入居者生活介護を含む都市部での着実な介護基盤整備や地方部での機能維持の重要性を記載【市(P39)・県(P77)】 ●在宅サービスの充実を図る観点から、必要なサービスの量の見込みを定めることの重要性等について記載【市(P39)】 ○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況、要介護者等の人数、利用状況等を勘案して計画を策定【市(P40)・県(P77)】
	(一)各年度における介護給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち介護給付に係るもの)をいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
	(二)各年度における予防給付対象サービス(介護給付等対象サービスのうち予防給付に係るもの)をいう。以下同じ。)の種類ごとの量の見込み		
3 各年度における地域支援事業の量の見込み	3 各年度における地域支援事業の量の見込み	3 各年度における地域支援事業の量の見込み	○総合事業の費用や事業者・団体数、利用者数について見込むよう努めることについて記載【市(P42)】 ○市町村の判断により、希望する要介護者が総合事業の対象となり得ることに留意する旨記載【市(P42)】 ○一般介護予防事業について専門職の関与や他の総合事業に基づく事業等との連携方針について記載【市(P42)】 ○通いの場について、国の目標を勘案して目標設定することが望ましい旨記載【市(P42)】
	(一)総合事業の量の見込み		
	(二)包括的支援事業の事業量の見込み		
4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	4 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組及び目標設定	3 市町村が行う被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
(一)被保険者の地域における自立した日常生活の予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組及び目標設定	(二)介護給付の適正化への取組及び目標設定	(一)市町村が行う、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取組への支援に関する取組及び目標設定	○要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載【市(P45)・県(P80)】 ●地域リハビリテーション体制の重要性を記載【市(P44)・県(P80)】 ●具体的な取組の例示として、「就労的活動」について記載【市(P43)】 ●総合事業に係る都道府県による継続的な市町村支援について記載【県(P80)】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市(P44)】 ●要介護高齢者も総合事業を利用することが可能であることに留意【市(P44)】
		(二)市町村が行う、介護給付の適正化への取組への支援に関する取組及び目標設定	●第8期からの調整交付金の算定に当たって介護給付の適正化事業の取組状況を勘案することを記載【市(P45)・県(P80)】
		4 老人福祉圏域を単位とする広域的調整	●2040年に向けた老人福祉圏域内の施設整備の調整の重要性を記載【県(P81)】
		5 市町村介護保険事業計画との整合性の確保	
		三 市町村介護保険事業計画の任意記載事項	
1 地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項	(一)在宅医療・介護連携の推進	1 地域包括ケアシステム構築のための支援に関する事項	
		(一)在宅医療・介護連携の推進	○在宅医療・介護連携の推進について、市町村による看取りに関する取組や、地域における認知症の方への対応力を強化していく観点からの取組等の重要性や都道府県による関係団体との連携体制構築のため、支援の重要性について記載【市(P46)・県(P82)】
(一)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	(一)高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施		■高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についての項を新設 ○高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的な実施に関する具体的な取り組み(支援)方針を記載【市(P47)・県(P83)】
(二)認知症施策の推進 ↓新項目として別に記載	(二)認知症施策の推進 ↓新項目として別に記載		
(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	(三)生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進		●具体的な取組の例示として、「就労的活動」等について記載【市(P48)・県(P83)】 ○交通担当部門との連携について記載【市(P49)】

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
(四)地域ケア会議の推進		(四)地域ケア会議の推進	
		(五)介護予防の推進	
(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携		(六)高齢者の居住安定に係る施策との連携	●生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施していくことの必要性を記載【市(P50)・県(P84)】
2 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策		2 介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るための事業に関する事項	●中長期的に高齢者人口や介護ニーズを見据えた整備の重要性について記載【市(P51)】 ○人口減少も見据えた既存施設の有効活用等、効率的な施設・サービス施設整備について記載【市(P51)】
(一)関係者の意見の反映		(一)介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備に関する事項	
(二)公募及び協議による事業者の指定		(二)ユニット型施設の整備に係る計画に関する事項	
(三)都道府県が行う事業者の指定への関与		(三)ユニット型施設の整備の推進のための方策に関する事項	
(四)報酬の独自設定			
(五)人材の確保及び資質の向上 ↓新項目として別に記載		3 地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上に資する事業に関する事項 ↓新項目として別に記載	
3 各年度における地域支援事業に要する費用の額及びその見込量の確保のための方策			○総合事業の単価の弾力化を踏まえてサービス単価を設定【市(P53)】
(一)地域支援事業に要する費用の額			●見込量の確保のための方策として、人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載【市(P54)】 ●就労的活動支援コーディネーターを追記【市(P53)】
(二)総合事業のうち、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス(以下「訪問型サービス等の総合事業」という。)の種類ごとの見込量確保のための方策			
(三)地域支援事業及び予防給付の実施による介護予防の達成状況の点検及び評価			
(四)総合事業の実施状況の調査、分析及び評価			

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する事業に関する事項	■新項目追加【市県】 ●介護職に限らない専門職を含めた人材確保の重要性について記載【市(P55)・県(P87)】 ●要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載【市(P56)】 ●担い手確保のための取組として、人材確保のためのボランティアポイント等の活用について記載【市(P55)・県(P87)】 ●要介護認定の質の確保等に向けた支援の重要性について記載【県(P89)】 ○地域医療介護総合確保基金(介護人材分)を活用したICT導入支援について記載【県(P87)】 ○介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入等による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載【市(P56)・県(P88)】 ○介護現場革新の取組の周知広報を進め、介護現場のイメージ刷新の具体的な方策を記載【市(P56)・県(P88)】 ●介護現場革新の取組に当たっては、関係者の協働の下、業務効率化に取り組むモデル施設を育成し、その地域のモデル施設が地域内の介護事業所へ先進的な取組を伝えていくことの重要性を記載【市(P56)・県(P88)】 ○文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載【市(P56)・県(P89)】 ●総合事業に係る都道府県による継続的な市町村支援について記載【県(P90)】
			●要介護者が総合事業を利用する際の給付と事業の組み合わせた適切なケアマネジメントの重要性について記載【市(P57)】
			■項目名に「体制の強化」を追加【市】 ●地域包括支援センターの体制強化の重要性について記載【市(P58)】 ○地域包括支援センターの体制強化の具体的な取組について記載【市(P58)】
4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項	4 介護給付等対象サービス及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業に関する事項	
(一)介護給付等対象サービス			
(二)総合事業			
(三)地域包括支援センターの設置、適切な運営及び評価			

基本指針の構成について

市町村		都道府県	見直しの方針案
認知症施策の推進		認知症施策の推進	■新項目追加【市県】 ○認知症施策推進大綱等を踏まえ、普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載【市(P60)・県(P90)】 ○教育、地域づくり等他の分野の関連施策との連携等に関する事項について記載【市(P60)】
特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数	特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅の入居定員総数		■新項目追加【市県】 ○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載【市(P62)・県(P93)】 ○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導監督の徹底等による質の確保【市(P62)・県(P93)】
5 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項	5 介護サービス情報の公表に関する事項		
6 市町村独自事業に関する事項			
(一)保健福祉事業に関する事項			
(二)市町村特別給付に関する事項			
()一般会計に関する事項			■新項目追加 ○保険者機能強化推進交付金等を活用した一般会計による介護予防等に資する独自事業について記載【市(P63)】
7 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項	6 療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項		○指定介護療養型医療施設の廃止期限(2023年度末)までに確実な転換等を行うよう支援することについて記載【市(P64)・県(P95)】
災害に対する備えの検討	災害に対する備えの検討		■新項目追加【市(P64)・県(P95)】
感染症に対する備えの検討	感染症に対する備えの検討		■新項目追加【市(P64)・県(P95)】